四四	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件	二	二
四五	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	四	三
四六	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に変更登録をした者を公告する件	一〇	二
四七	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件	一〇	二
四八	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件	一〇	二
四九	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件	一八	四
五〇	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	三〇	四
五一	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に変更登録をした者を公告する件	三〇	四
五二	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件	三〇	四

二一	消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関の代表者の氏名の変更に関する件	一七	一
	○法　務　省		
二八一	除籍が滅失した件	一	三
二八二	除籍の一部が滅失した件	一	三
二八三	公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件	一	三
二八四	不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件	一	三
二八五 二八六	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件	一	三
二八七	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件	一	三
二八八 二八九	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件	一	四
二九〇	除籍及び原戸籍が滅失した件	三	一
二九一	日本国に帰化を許可する件	三	一
二九二	戸籍及び原戸籍が滅失した件	四	三
二九三	除籍が滅失した件	四	三
二九四	公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件	七	二
二九五	日本国に帰化を許可する件	七	二
二九六	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	八	五
二九七	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	八	六
二九八	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件	八	五
二九九 三〇七	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民		